

市道日光 2 号線無名橋（2 1 2 号橋）修繕工事（補助）
工事技術資料等作成要領

令和 8 年 1 0 月 5 日付け鳥取市公告（以下「公告」という。）に基づき、標記工事の公募型指名競争入札に係る技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の作成と提出をするにあたり、公告に記載されていない事項については、この技術資料等作成要領によるものとする。

1 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料等の提出期間等

本件入札に参加を希望する企業は、次のとおり技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

（ア）郵送の場合

公告の日から令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）までの日（必着）

（イ）持参の場合

公告の日から令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）まで（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

イ 提出場所

〒 6 8 9 - 0 3 3 1

鳥取市気高町浜村 2 8 2 番地 1

鳥取市都市整備部鳥取西地域工事事務所（鳥取市気高町総合支所 2 階）

問合せ先電話 0 8 5 7 - 3 0 - 8 6 7 9

※提出場所が本庁舎（鳥取市幸町 7 1 番地）内ではないことに注意すること。

ウ 提出方法

1 部を郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかに限る。）又は持参すること。

エ 技術資料等作成の問合せ先

イの提出場所に同じ。

（2）技術資料等の内容

ア 提出する技術資料等は下記の内容で作成する。

（ア）入札参加資格確認申請書（様式第 1 - 1 号）

（イ）公募型指名競争入札技術資料（様式第 1 - 2 号）

（ウ）資本関係又は人的関係のある業者報告（様式第 2 号）

（エ）同種工事の施工実績（様式第 3 号）

(オ) 主任技術者の資格

(様式第 4 号)

イ 技術資料等作成に関する留意事項

技術資料等は(3)の技術資料等の記入要領に基づき作成することとし、A4横書き左縦綴じで工事名及び企業名を明記し、ファイルに綴じること。

(3) 技術資料等の記入要領

ア 同種工事の施工実績(様式第3号)

(ア) 過去10年間に、国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等が発注した「ひび割れ注入工による橋梁修繕工事」の同種工事を元請(共同企業体として受注した場合にあっては、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合に限るものとする。)として施工した実績を記載すること。

(イ) 同種工事の実績について、建設工事発注証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し並びに当該工事の受注形態及び工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は、竣工登録工事カルテの受領書の写しを提出することで替えることができる。

(ウ) 共同企業体として施工した工事については、協定書の写しを添付すること。

イ 主任技術者の資格(様式第4号)

(ア) 主任技術者については、配置予定技術者2名を限度に記載し、その者の資格(一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士(土木))について、記載すること。

(イ) 配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上の継続雇用)が確認できる書類及び当該資格者証、合格証明書又は免許証等の写しを添付すること。

(4) 提出部数

技術資料等の提出部数は1部とする。

2 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

評価項目	評価の着目点
施工実績	過去10年間の同種工事の実績
技術者評価	配置予定技術者の資格、手持ち技術者の状況

3 その他実施上の留意事項

- (1) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するためであり、それにより指名を保証するものではない。
- (2) 落札者は、配置予定の技術者を本件工事の現場に配置すること。
- (3) 入札参加希望者の中から指名競争入札参加者を指名し、指名業者に通知する。なお、指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を書面又は電子入札システムにより通知する。
- (4) 指名しなかった旨の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより、非指名理由についての説明を求めることができる。
- (5) 非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答することとする。
- (6) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。
- (8) 提出された技術資料等は提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
ただし、本契約完了後において、透明性を確保するため公表することがある。
- (9) 技術資料等に虚偽の記載をした者は、入札参加資格がないものとする。